R5-6シーズン用

　　　　　　　確　　認　　書

（プレジャーボート使用者用）

令和５年10月13日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第３号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

１　プレジャーボート使用者用手続概要の２に定めるいずれの承認基準も満たしています。

２　本委員会指示および関係法令等を順守します。

３　採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。

４　採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。

５　ビワマスの資源保護に十分に配慮します。

６　漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。

７　滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記のことに反した場合は、承認および章旗を返納します。

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名（署名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※記名と押印をもって署名に代えることができます